

法務省民総第906号
平成30年12月11日

横浜地方法務局長 殿
(東京法務局経由)

法務省民事局総務課長
(公印省略)

公証人合同役場規約の認可申請について(通知)
本年11月27日付け総第1909号をもって進達のありました標記の申請は、本日認可されましたので、通知します。
なお、認可書を送付しますので、当該公証人に伝達願います。

法務省民総第905号

横浜地方法務局所属

公証人 瀧澤 佳雄

公証人 内藤 正之

本年11月15日付け申請に係る公証人合同役場規約の件は、これを認可します。

平成30年12月11日

法務大臣 山下貴司



367-11月29日
954号

機密性 2

総 第 1 9 0 9 号

平成30年11月27日

法務大臣 山 下 貴 司 殿
(東京法務局経由)

横浜地方法務局長 須藤義明
(公印省略)

公証人合同役場規約の認可申請について(進達)

この度、横浜地方法務局所属公証人瀧澤佳雄及び同内藤正之(溝ノ口公証役場)から標記申請があつたので、進達します。

なお、当職は、認可されるのを相当と考えます。

平成 30 年 11 月 15 日

法務大臣 殿

横浜地方法務局所属

公証人

龍澤 佳雄



公証人

内藤 正之



公証人合同役場規約の認可申請

公証人合同役場を設置したいので、認可されたく申請いたします。



溝ノ口公証人合同役場規約

[第1章・総則]

第1条（名称）

本合同役場は、「溝ノ口公証役場」と称する。

第2条（目的）

本合同役場は、役場及び収支の全部を共にし、事務の合理化及び品位の向上を企図することを目的とする。

第3条（所在）

本合同役場は、川崎市高津区溝口3丁目14番1号田中屋ビル2階に置く。

第4条（構成員）

本合同役場は、公証人・瀧澤佳雄及び公証人・内藤正之の2人をもって構成する。

[第2章・機関]

第5条（幹事の選任）

- (1) 本公証役場に、役員として幹事1名を置く。
- (2) 幹事は構成員の互選によって定める。
- (3) 幹事の任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第6条（幹事の権限）

幹事は、本規約に定める事項のほか、会計に関する事項及び構成員の合意で定めた事項を執行する。

第7条（会計係の任命）

本合同役場に会計事務を行わしめるため会計係1名を置く。

会計係は書記の中から幹事が任命する。

第8条（会計係の職務）

会計係は、幹事の命を受け会計事務及び什器備品、事務用品の保管に当たる。



[第3章・職務の執行]

第9条（執務場所）

構成員は、第3条記載の合同役場においてそれぞれ執務するものとする。

第10条（事件の配分）

- (1) 構成員は事件を平等に担当する。
- (2) 事件の配分は順点による。但し、嘱託人から特に指定されたもの、又は特別の事由のあるものは、この限りではない。
- (3) 構成員は、互いに協力して執務の均衡を保つようにしなければならない。

第11条（休暇）

- (1) 構成員の休暇は、1年を通じて20日とし、休日を算入しない。
- (2) 構成員は、休暇をとる場合、あらかじめ協議の上、同時に休暇をとらないものとする。
但し、病気その他やむを得ないときは、この限りでない。
- (3) 欠勤日数は、休暇日数に算入し、これを算入することができない日数は、20日に限り次年度の休暇日数に算入する。
- (4) 前第(1)項の休暇日数に残日があるときは、10日を限度として翌年度の休暇日数に加える。

[第4章・会計]

第12条

[REDACTED]

第13条

[REDACTED]

第14条

[REDACTED]



第 15 条

[REDACTED]

[第 5 章・資産]

第 16 条

[REDACTED]

[第 6 章・加入及び脱退]

第 17 条（加入）

- (1) 横浜地方法務局に所属する公証人で第 9 条に掲げる役場において執務する者は、他の構成員の同意を得て構成員となることができる。
- (2) 新加入者は、その当時の持分を換算した金額を合同役場に払込みその共有権を取得し、あるいは負債あるときは、連帶してこれを分担する。

第 18 条（脱退）

- (1) 構成員が、免職、失職、転属又は死亡した場合は、構成員の資格を喪失し、脱退したものとする。
- (2) 構成員が脱退したときは、その者又は相続人に対しその当時の持分を換算した金額を支払うものとする。
- (3) その者がこの支出を受領すると同時に合同役場に対する一切の権利義務は、消滅するものとする。



[第7章・雑則]

第19条（規約の変更）

本規約は、構成員全員の同意があれば変更することができる。

[附則]

- (1) この規約は、法務大臣の認可があった日から施行する。
- (2) 最初の幹事の任期は、第5条規定に係わらず、平成31年11月14日までとする。

平成30年11月15日

横浜地方法務局所属

公証人

瀧澤 佳雄



公証人

内藤 正之

